

# 静岡県自動車通勤環境配慮指針

令和6年5月

静岡県

# 目次

第1章 従業員の通勤に自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を行う事業所の範囲	2
第2章 従業員の通勤に自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置の内容	…2
第1節 公共交通機関などの利用促進	2
第2節 エコドライブの推進	3
第3章 自動車通勤環境配慮計画書の作成	3
第1節 計画期間	3
第2節 最寄りの駅、最寄りの駅から特定大規模事業所までの交通手段及びその所要時間	3
第3節 従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する年度ごとの措置	3
第4節 常時使用する従業員数及び常時使用する従業員のうち自家用自動車のみで通勤する者の数	3
第5節 特記事項	4
第4章 自動車通勤環境配慮計画実績報告書の作成	4
第1節 従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置	4
第2節 常時使用する従業員数及び常時使用する従業員のうち自家用自動車のみで通勤する者の数	4
第3節 特記事項	4
様式第1号(自動車通勤環境配慮計画書)	5
様式第2号(自動車通勤環境配慮報告書)	7

この指針は、静岡県地球温暖化防止条例（平成 19 年静岡県条例第 31 号。以下「条例」という。）第 10 条に基づき、条例第 16 条に第 1 項に規定する特定大規模事業者が、従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出の抑制のための対策を進めていくに当たり、「自動車通勤環境配慮計画書」及び「自動車通勤環境配慮計画実績報告書」を作成するために必要な事項等について定めるものである。

特定大規模事業者以外の事業者が、条例第 16 条第 2 項に基づき対策を講じるに当たっては、この指針の第 2 章を参考にするものとする。

なお、この指針で定義する用語は、条例及び静岡県地球温暖化防止条例施行規則（平成 19 年静岡県規則第 24 号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

## 第1章 従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を行う事業所の範囲

次の 2 つの要件を満たす事業所とする。

- ・ 4 月 1 日現在、常時使用される従業員（※ 1）の数が 1,000 人以上。
- ・ 当該従業員の 10 分の 6 以上が自家用自動車のみで通勤（※ 2）。

### ※ 1 常時使用される従業員

計画書を提出する年の 4 月 1 日時点で、期間を定めずに使用されている者もしくは 1 ヶ月を超える期間を定めて使用されている者（いわゆる「社員」等である期間が連続して 1 ヶ月を超える者）又は同年の 2 月及び 3 月中にそれぞれ 18 日以上使用されている者をいう。

次の表に、常時使用される従業員として数えるもの（“○”のもの）を示す。

役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 (出向者)	別事業者への 下請け労働	他からの派遣者 (出向者)	別事業者から の下請け労働
×	○	×	×	×	○	○

注) 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数える。

### ※ 2 自家用自動車のみで通勤

特定大規模事業所までの利用交通手段（徒歩を除く。）として自家用自動車のみで通勤届を出している場合をいう。（自宅から最寄りの駅又はバス停まで自家用自動車で行き、そこから鉄道・電車又はバスなどの公共交通機関に乗り換えて事業所まで通勤するような、自家用自動車以外の交通手段を利用する場合は含まない。）

## 第2章 従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置の内容

事業者は、従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出の抑制を行うため、本章に例示する対策を参考に、事業特性に応じて適切かつ有効な対策を選定する。

## 第1節 公共交通機関などの利用促進

### 1 一般管理

- ア より環境に対する負荷が少ない鉄道、バス等の公共交通機関、原動機付自転車、自転車、徒歩などによる通勤の促進、マイカー通勤の自粛を推進すること。
- イ 「ノーマイカーデー」の実施など、社内においてマイカー通勤の自粛を推進すること。
- ウ 定期的に地球温暖化の防止に関する研修、教育などを行うこと。

### 2 公共交通機関の利用促進

- ア 最寄りの駅や停留所から事業所まで従業員専用の通勤バスを出すなどして、従業員の公共交通機関の利用を促すこと。
- イ 自宅から、最寄りの駅又はバス停まで自家用自動車で行き、そこから鉄道・電車又はバスなどの公共交通機関に乗り換えて事業所まで通勤する「パーク&ライド」方式による通勤方法を奨励するとともに、こうした通勤方法への転換を図る従業員に対してインセンティブの付与を検討すること。
- ウ 二輪自動車、原動機付自転車、自転車、徒歩により通勤する従業員に対して、インセンティブの付与を検討すること。
- エ 通勤時における公共交通機関の利用促進を図るため、旅客輸送事業者等との連携強化を図ること。

## 第2節 エコドライブの推進

- ア 急発進及び急加速をしないなど環境に配慮した運転であるエコドライブを推進すること。
- イ エコドライブの具体的な実践方法について、従業員への研修、教育などを行うこと。

## 第3章 自動車通勤環境配慮計画書の作成

自動車通勤環境配慮計画書は、次の事項を記載した別記様式第1号により作成し、計画期間初年度の7月末までに知事に提出する。なお、記載方法の詳細については、別に定める「自動車通勤環境配慮計画書等作成の手引き」を参照すること。

### 第1節 配慮計画期間

計画書を提出する年度から3年間とする。

なお、計画期間を3年間とすることが適当でない場合（2年以内に事業所廃止予定等）は、計画期間は、その事情を考慮して設定すること（2年以内等）。

### 第2節 最寄りの駅、最寄りの駅から特定大規模事業所までの交通手段及びその所要時間

#### 1 最寄りの駅

特定大規模事業所から最も近い、JRもしくは私鉄の駅を記入する。

#### 2 最寄りの駅から特定大規模事業所までの交通手段及びその所要時間

前述1の最寄りの駅から特定大規模事業所まで移動する際の手段（徒歩も含む。）として、利用する従業員が最も多いと思われる手段及びその所要時間を記入する。

### 第3節 従業員の通勤に自家用自動車が使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する年度ごとの措置

第2章第1節又は第2節に示す従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排

出の抑制に関する事項を参考に、事業所の地理的条件に応じて、実施可能な対策を検討したうえ、適切かつ有効な措置を示すものとする。

なお、その措置によって削減しようとする温室効果ガスの排出量を算出することができる場合は、その数値を示すものとする。

#### **第4節 常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員のうち自家用自動車のみで通勤する者の数**

##### **1 常時使用する従業員の数**

計画書を提出する年度の4月1日時点の人数を記入する。

なお、常時使用する従業員の範囲は第1章参照。

##### **2 常時使用する従業員のうち自家用自動車のみで通勤する者の数**

前述1の従業員のうち、自家用自動車のみで通勤する者の数を記入する。

#### **第5節 特記事項**

配慮計画期間以前に、従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために取り組んできたことがあれば、その取組みを示すものとする。

### **第4章 自動車通勤環境配慮計画実績報告書の作成**

自動車通勤環境配慮計画実績報告書は、次の事項を記載した別記様式第2号により作成し、計画期間各年度の翌年度7月末までに知事に提出する。なお、記載方法の詳細については、別に定める「自動車通勤環境配慮計画書等作成の手引き」を参照すること。

#### **第1節 従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置**

第3章第3節により示した措置についての実施状況を示すものとする。また、措置を見直した場合は、変更又は追加した措置を併せて示すものとする。

なお、その措置によって削減できた温室効果ガスの排出量が算出できる場合は、その数値を示すものとする。

#### **第2節 常時使用する従業員数及び常時使用する従業員のうち自家用自動車のみで通勤する者の数**

##### **1 常時使用する従業員数**

計画実施年度の3月31日時点の人数を記入する。

なお、常時使用する従業員の範囲は第1章参照。

##### **2 常時使用する従業員のうち自家用自動車のみで通勤する者の数**

前述1の従業員のうち、自家用自動車のみで通勤する者の数を記入する。

#### **第3節 特記事項**

第3章第3節により示した措置が実施できなかった理由等について示すものとする。

様式第1号 自動車通勤環境配慮計画書

様式第1号

自動車通勤環境配慮計画書

年 月 日

静岡県知事 様

住所

氏名

申請者番号

静岡県地球温暖化防止条例第16条 第1項の規定により、次のとおり提出します。

特定大規模事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号)
特定大規模事業所	名称	
	所在地	〒 (電話番号)
本報告書作成担当	所属	
	氏名	
	連絡先	〒 (電話番号) (Eメールアドレス)
最寄りの駅		
最寄りの駅から特定大規模事業所までの交通手段及びその所要時間	(所要時間 分)	
計画の内容	別紙のとおり	

(注) 変更の場合にあつては、変更内容が分かるように記入すること。なお、別紙の内容に変更がなければ、別紙の添付は不要とする。

(別紙)

配慮計画期間	令和	年度	～	令和	年度
従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する年度ごとの措置	年度	措置の内容			
自家用自動車による通勤の状況	常時使用する従業員の数 A		人	Aのうち自家用自動車のみで通勤する人数 B	人
	$(B/A) \times 100$			%	
特記事項					

備考

- 1 「常時使用する従業員の数 A」欄には、4月1日現在の従業員数を記入すること。
- 2 「特記事項」欄には、配慮計画期間以前に従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために取り組んできたこと等を記入すること。

様式第2号 自動車通勤環境配慮計画実績報告書

様式第2号

自動車通勤環境配慮計画実績報告書

年 月 日

静岡県知事 様

住所

氏名

申請者番号

静岡県地球温暖化防止条例第17条の規定により、次のとおり提出します。

特定大規模事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地) (電話番号)	〒 (電話番号)
特定大規模事業所	名称	
	所在地 (電話番号)	〒 (電話番号)
本報告書作成担当	所属	
	氏名	
	連絡先 (電話番号) (Eメールアドレス)	〒 (電話番号) (Eメールアドレス)
最寄りの駅		
最寄りの駅から特定大規模事業所までの交通手段及びその所要時間	(所要時間 分)	
計画の実施状況	別紙のとおり	



(別紙)

実施年度	令和		年度
従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置			
自家用自動車による通勤の状況	区分	計画策定年度 ( )年度	実施年度 ( )年度
	常時使用する従業員の数 A	人	人
	Aのうち自家用自動車のみで通勤する人数 B	人	人
	$(B/A) \times 100$	%	%
特記事項			

備考

- 1 「計画策定年度」欄には、自動車通勤環境配慮計画書に記入した数値を転記すること。
- 2 「実施年度」欄には、3月31日現在の数を記入すること。
- 3 「特記事項」欄には、従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置が実施できなかった場合に、その理由等を記入すること。